

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第
経済産業省、国土交通省、環境省 号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
建設省、運輸省、郵政省、労働省、
令第一号）第三条の二第
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、

二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、
令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表

一 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

四 細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E―製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する

次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九一―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

七 細分類〇五三一―原油鉱業

八 細分類〇五三二―天然ガス鉱業

九 細分類一七一―石油精製業

十 細分類二八一四―集積回路製造業

十一 細分類二八三一―半導体メモリメディア製造業

十二 細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

十三 細分類二八四二―電子回路実装基板製造業

十四 中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（最大出力五万キロワット以上の発電所を有する者に限る。）に限る。）

十五 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

十六 細分類三六一―上水道業（給水人口が五万人を超える水道事業者又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であつて給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。）

十七 以下のいずれかに該当する事業（ただし、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る。）

- イ 細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
- ロ 細分類三七一二―長距離電気通信業
- ハ 細分類三七一三―有線放送電話業
- ニ 細分類三七一九―その他の固定電気通信業
- ホ 細分類三七二一―移動電気通信業
- ヘ 細分類四〇一一―ポータルサイト・サーバ運営業
- ト 細分類四〇一二―アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
- チ 細分類四〇一三―インターネット利用サポート業
- 十八 細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネットネ

ット利用サポート業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービスの

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービスを

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

へ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。

）

十九 第七号から第九号まで、第十四号から十七号まで及び第二十一号から第二十四号までに掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

二十 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若し

くは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成第十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下

この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

イ 位置情報

ロ 個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの

ハ 信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

二十一 小分類四二一―鉄道業（ただし、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限る。）

二十二 細分類四七一―倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（ただし、石油備蓄業に係るものに限る。）

二十三 細分類四七二―冷蔵倉庫業（ただし、石油備蓄業に係るものに限る。）

二十四 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（石油ガス充てん業及び石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号

）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
建設省
運輸省、郵政省、労働省、
令第一号）第四条の三第
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、

一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、
令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表

一 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

四 細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E―製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する

次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九一―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

七 細分類二八一四―集積回路製造業

八 細分類二八三一―半導体メモリメディア製造業

九 細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

十 細分類二八四二―電子回路実装基板製造業

十一 小分類三三一―電気業（原子力発電所を所有するものに限る。）

十二 以下のいずれかに該当する事業（ただし、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条

の登録を受けるべき電気通信事業に限る。)

イ 細分類三七一一―地域電気通信業(有線放送電話業を除く)

ロ 細分類三七一二―長距離電気通信業

ハ 細分類三七一三―有線放送電話業

二 細分類三七一九―その他の固定電気通信業

ホ 細分類三七二一―移動電気通信業

チ 細分類四〇一三一―インターネット利用サポート業

十三 細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三一―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス(これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。)のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うた

めのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

へ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。

）

- 十四 対内直接投資等に関する命令第三条の二第二項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第 号）別表第七号から第九号まで、第十四号から第十七号まで及び第二十一号から第二十四号までに掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

- 十五 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第

第一項に規定する個人情報をいう。)であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業(ロに該当するものにあつては、銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。)、銀行持株会社(同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)、保険会社(保険業法(平成七年第五百号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)、保険持株会社(同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。)、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。))であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。))若しくは投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。))を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。)(以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。))又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三

号に規定する子会社をいう。)が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成第十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。)をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

イ 位置情報

ロ 個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの

ハ 信用情報(資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。)の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。